

別表第 1 (第 5 条、第 9 条関係)

【景観形成推進地区における行為】

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物等の新築若しくは新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（おおむね縮尺 200 分の 1 以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（おおむね縮尺 200 分の 1 以上のもの）	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
2 土地の区画形質の変更及び鉱物の掘採又は土石の採取	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（おおむね縮尺 1,000 分の 1 以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図（おおむね縮尺 1,000 分の 1 以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後ののり面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	

	縦横断図（おおむね縮尺 100 分の 1 以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	構造物等の詳細図（おおむね縮尺 100 分の 1 以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
3 木竹の伐採	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	伐採計画図（おおむね縮尺 1,000 分の 1 以上のもの）	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員	
	土地利用計画図（おおむね縮尺 1,000 分の 1 以上のもの）	方位 行為後の土地利用計画	
	現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺 500 分の 1 以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
5 屋外における自動販売機の設置	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	

	配置図（おおむね縮尺 300 分の 1 以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 自動販売機の設置位置及び寸法 敷地内の既存建築物等の種類及び位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
	カタログ等		自動販売機の外観、色彩等が分かるものとする。
6 広告物の設置 又は外観の変更	位置図	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置図（おおむね縮尺 300 分の 1 以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員	
	広告物計画図（おおむね縮尺 50 分の 1 以上のもので、着色したもの）	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。